

学校いじめ防止基本方針

白河市立信夫第二学校
平成27年3月策定

1 基本方針

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
 - ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
 - ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わりながら繰り返される。
 - ④ 暴力を伴わないいじめであっても、場合によっては、重大事態となることがある。
 - ⑤ 学級や部活動の無秩序や閉鎖性などの集団の構造上の問題から発生することがある。
 - ⑥ 加害者本人だけでなく、「観衆」（はやし立てたりおもしろがったりする存在）や「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与えていたる者）が存在する。
 - ⑦ いじめの解消については、いじめられている児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられている児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを確認する必要があること。
- ※ いじめは、人権にかかわるきわめて重要な問題であり、子どもの健やかな成長を実現させるため、その解決には最大の努力を払う必要がある。「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」という強い認識を持つとともに、被害を受けている子どもが「いじめられている」と感じたら「いじめ」とあると理解して対応し、いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うことが重要である。いじめの根絶は極めて難しいため、その対策に日々努力をし続けなければならない。

(2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

[いじめ防止対策推進法第2条の規定による]

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② けんかやふざけ合い、たとえ好意で行った行為であっても、いじめと認知する場合があること。
- ③ いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- ④ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に開わり

を持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること。

- ⑤ 特定の教職員での判断ではなく、法律第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断すること。
- ⑥ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が苦痛を感じるに至っていないケースについても法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

(3) いじめと考える態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる。
 - ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - イ 遊びやゲームに意識的に入れない。
 - ウ 席を離される。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ウ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ア 使い走りをさせられたり、万引きやかつ上げを強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。
 - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコン、情報端末（携帯電話、スマートフォンなど）、ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。
 - イ いたずらや脅迫メールが送られる。
 - ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。
- ⑦ 言葉や暴力のいじめに対して、何もしない、見て見ぬふりをする、かかわろうとしない、「空気のいじめ」

2 いじめ防止等のための取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 児童生徒がいじめを考える取組の実施

- ア 児童会を中心とした「いじめ防止キャンペーン」や全校的な場での話し合いを実施する。
- イ すべての学級で「いじめはいけない」ことや、「何がいじめなのか」「空気のいじめ」について指導を行う。

※ 1年「ともだちとなかよく」(学活) 2年「友だちとなかよく」(学活)

3年「友達と仲良く」(学活) 4年「学級の問題」(学活)

5年「学級の問題」(学活) 6年「学級の問題」(学活)

ウ すべての学校で「ネット上のいじめ」をはじめとする情報モラルについての指導を行う。

※ 「プライバシー・個人情報」「肖像権・著作権」「情報の信頼性と有害情報」「コミュニケーション上のルールとマナー」「健康上の問題」「情報社会のセキュリティー」について、各学年の発達段階や実態に応じて指導する。

② 保護者との連携の強化

ア 参観日や懇談会におけるいじめ防止に関する話し合いの場をもつ。

イ 家庭教育学級等でいじめ防止に関する講演会等を実施する。

③ いじめ対策に関する共通理解

ア いじめ対策の方針や手立てを教職員が共通理解するための研修会をもつ。

イ 保護者会等で、学校のいじめ対策に関する説明の場をもつ。

(2) いじめの早期発見に係る取組

① 定期的なアンケート調査の実施

ア 児童生徒対象のいじめに関するアンケート調査を実施する。

イ 保護者対象のアンケート調査を実施する。

② 個別面談の実施

ア 教育相談を実施し、個別に様子を把握する。

イ 個別懇談を実施し、保護者から様子を把握する。

③ 校外の組織との連携強化

ア 子ども見守り隊との連携を図り、情報収集の機会をもつ。

※ 実施時期は「5年間計画」を参照。

3 いじめ防止及び対応のための組織

(1) 組織の設置

いじめ防止等の取組の推進や評価、及びいじめ発生時の対応を中核となって行うために次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教務、各担任、養護教諭、(S C、 S S W r)

③ 役割

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組に関する年間計画の作成、実施、検証、修正

イ いじめの相談、通報の窓口

ウ いじめの疑い等の情報、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応のための連絡・調整

オ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処

(会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、対応方針決定、保護者への対応など)

(2) 組織での対応の留意点

① いじめられた児童への支援

事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発防止のため必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者の協力を得ていじめを受けた児童及びその保護者への支援や助言を行う。

② いじめた児童と取り巻きや傍観者への指導

いじめた児童に対しては、いじめは人権侵害であり、人間として許されないことであるという認識のもと毅然とした指導を行い、謝罪の気持ちを醸成する。また、いじめに同調したり、見ていただけの児童に対しても、「空気のいじめ」という立場に立って自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場に立って、そのつらさや悔しさについて考えさせ、行動の変容につなげる。

③ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめへの対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。特に、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると校長が判断し緊急性があるときには、直ちに警察署に通報し、協力を仰ぐ。

④ ネット上の書き込み等への対応

ネット上に不適切な書き込み等があった場合、「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、関係児童から聞き取り等を行い、被害にあった児童のケア等必要な支援を行う。また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて、警察署や法務省人権擁護部等と連携して対応する。

⑤ 市教委への報告

4 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態に該当するいじめ

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
 - ※ 相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査を行う
- ③ 児童や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申立があったとき。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ① 調査の実施
 - ア 重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。
 - イ 学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」から人的派遣を得る。
 - ウ 市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断した場合は、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」が主体となって調査を実施する。
 - エ 重大事態が発生した場合は、調査組織の指示に従いアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
 - オ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際個人情報の保護に留意すること。

5 年間計画

月	児童への指導・取組	面談・アンケート実施	校内研修 保護者等への公表 評価計画
4	・基本的行動様式の指導 ・あいさつ運動週間 ・連休中の生活指導 ・Q-Uテストの実施 (2~6年)		・第1回生徒指導委員会 ・学校基本方針の説明 ・学級懇談会での説明
5	・第1回教育相談(全児童) ・基本的行動様式の習慣化(「15の約束」の徹底)	・第1回学校生活アンケート(児童・保護者) ※いじめに関する項目含む ・家庭訪問	・Q U テストの分析・考察 ・活用
6	・児童と教師のふれあい確保 ・生活委員会でのいじめ防止活動		・アンケート結果について学級懇談会での説明
7	・夏休み中の生活指導 ・「15の約束」の反省	・第2回学校生活アンケート(児童・保護者)	
8	・基本的行動様式の徹底		・第2回生徒指導委員会
9	・あいさつ運動週間	・第1回いじめ調査	・アンケート結果について学級懇談会での説明
10	・問題傾向を持つ児童の調査、指導		
11	・第2回教育相談(全児童)	・第3回学校生活アンケート(児童・保護者) ※いじめに関する項目含む ・個別懇談(保護者)	
12	・冬休み中の生活指導 ・「15の約束」の反省		・Q U テストの分析・考察 ・活用
1	・基本的行動様式の徹底 ・あいさつ運動週間		・第3回生徒指導委員会
2	・リーダーとフォロアのモラル向上の指導 ・やさしい言葉かけ運動週間	・第2回いじめ調査	・アンケート結果について学級懇談会での説明
3	・年度末及び春休みの生活指導 ・生徒指導次年度の重点事項の決定		・年間評価 ・評価結果公表

6 評価と改善

- (1) 学校評価に合わせ、いじめ防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度ごとに次年度の改善を行う。